

令和6年2月9日
国土交通省関東地方整備局
宇都宮国道事務所

国道4号矢板大田原バイパスの事業進捗についてお知らせします

～令和6年2月9日に都市計画事業承認・認可の告示がされました～

令和6年2月9日に矢板市針生から那須塩原市三区町までの矢板大田原バイパスを含む延長8.07kmについて事業の承認が告示されましたのでお知らせします。

矢板大田原バイパスは、交通渋滞の緩和、交通安全の確保、地域産業の活性化などを目的とした、矢板市針生（やいたしはりう）から那須塩原市三区町（なすしおばらしさんくちょう）までの延長7.9kmのバイパス及び現道拡幅事業です。

本事業により、交通混雑を緩和し、物流生産性向上に寄与するとともに、国道4号現道の事故の低減及び沿道環境を改善する他、災害に強い緊急輸送道路を確保し、また、緊急医療施設への速達性向上を図り救急医療活動を支援することが可能となります。

国土交通省宇都宮国道事務所では、本事業について、平成31年度に事業化し、事業を進めています。

この度、矢板大田原バイパスを含む延長8.07kmについて事業の承認が告示されました。今後、地権者等の方々に都市計画法第66条に基づき、説明会を開催し、用地買収に着手していきます。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 栃木県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 宇都宮国道事務所

電話：028-638-2181（代表） FAX：028-638-2871

副所長 松澤 義明（まつざわ よしあき）（内線：204）

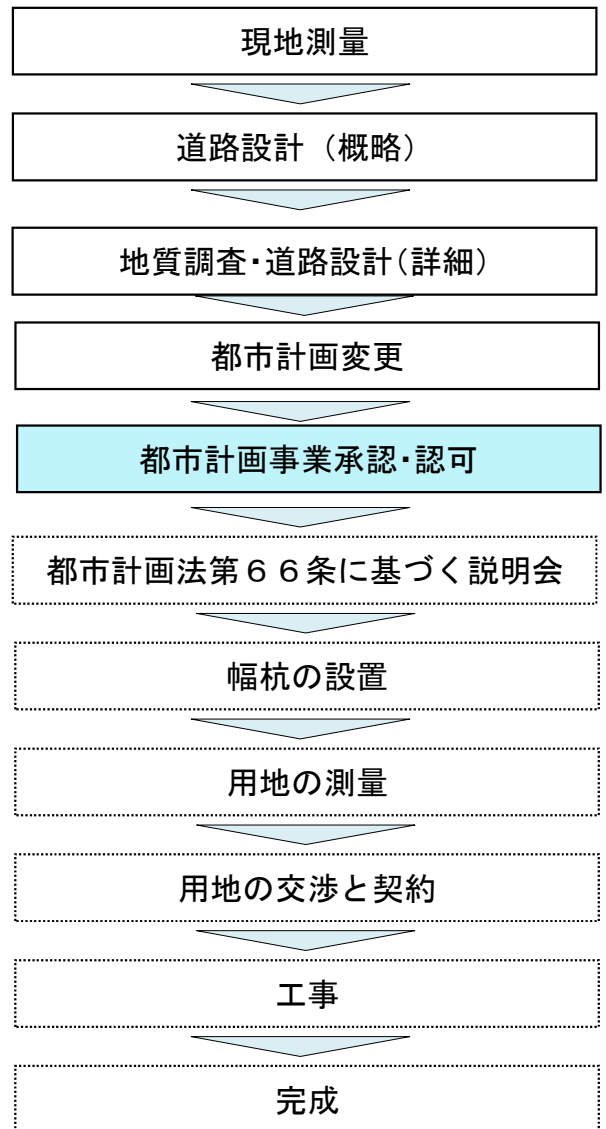
計画課 課長 鶴巻 尚（つるまき たかし）（内線：261）

事業の流れと現在の進捗状況

矢板大田原バイパス（矢板市針生～那須塩原市三区町）延長7.90kmについては、令和4年8月23日に都市計画変更を実施しました。

今回、矢板大田原バイパスを含む延長8.07kmについて、令和6年2月9日に都市計画事業の承認の告示がされました。

今後、地権者等の方々に設計・用地に基づく地元説明会（道路設計の内容、用地取得の流れの説明等）を開催し、用地買収に着手してまいります。



位置図



平面図



都市計画事業承認とは

- 都市計画事業承認・認可とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、円滑かつ着実な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣または都道府県知事からの承認を受け、事業を施行する手続きです。
- 都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路（都市施設）について、国土交通省が事業を施行することの承認・認可をこのたび受けたものです。
- 都市計画事業承認・認可の告示後は、以下に示す都市計画法に基づく法的効果が生じます。

(1) 建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合には、各事業施工地の市長の許可が必要となります。

(2) 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

施行者公告以降（公告日の翌日から起算して10日を経過した後）は、収用部分において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があります、届出後30日以内は売買が行えない等の制限がございます。

(3) 土地の買取請求（都市計画法第68条）

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求ができます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。

ただし、その土地に他人の権利が設定されている場合やその土地に建物や工作物、立木がある時は請求することができませんのでご注意ください。

※詳しくは宇都宮国道事務所HPをご確認下さい

<https://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/>

事業の整備効果

①交通混雑の緩和・物流の効率化

○整備により、バイパスへの交通転換が可能になり、現国道4号の混雑が緩和されます。また、拡幅区間は交通量に応じた車線数が確保され、交通混雑が緩和します。

さらに、混雑の緩和により高速ICへの定時制が向上します。

至 東京



至 福島

②災害に強い緊急輸送道路の確保

○一般国道4号は、平成10年8月の栃木県北部の大雨災害により、野崎橋では5日間の通行止めが発生し、緊急輸送道路が寸断されました。整備により、代替路となる緊急輸送道路が確保されます。



③第三次救急医療施設への速達性

○整備により、バイパスへの転換や拡幅区間の車線数増加による救急車両優先の走行スペースが確保でき、第三次救急医療施設への速達性が向上します。

